# 三次市三次学校給食センター給食配送業務委託 仕 様 書

令和5年4月 三次市教育委員会

#### 三次市三次学校給食センター給食配送業務委託 仕様書

#### 1 総則

本仕様書は,三次市三次学校給食センターに係る給食配送業務に関し,受託者(以下「乙」という。)が行う必要な業務内容を定めたものである。

#### 2 履行場所

三次市三次学校給食センター(以下「センター」という。)及び給食受配校(小学校12校,中学校5校)

#### 3 履行期間

契約日の翌日から令和10年7月31日まで

#### 4 習熟期間

習熟期間(以下「期間」という。)とは、契約から令和5年8月31日までを示し、次の事項を実施するものとする。

(1) 乙は、センターの指示により、契約締結後、業務開始前までに、業務を履行する上で必要な事項について習熟しなければならない。

なお,契約締結後速やかに習熟期間業務計画書を提出し,実施後においては報告書を 提出すること。

- (2) 乙は、期間内に本業務の遂行にあたり、人員の確保等の準備を行うとともに、配送計画に基づく試験走行の実施、受配校の施設状況(運行通路、積卸場所、配膳室等)確認を行うとともに、センターと必要な調整等を十分に行うものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の業務については、乙が自己の負担と責任において行うものとする。
- (4) 配送業務の試行(リハーサル)について

令和5年9月からのセンター稼働に向けて、乙は給食配送業務の試行(リハーサル)を行う。

ア 実施時期

令和5年8月

イ 実施内容

実施日及び配送先等の詳細は、センターと乙で協議し、別に定める。

#### 5 業務日及び業務時間

(1) 年間の業務日は、受配校の給食実施日とする。 (※注 給食実施日数は、年間200日程度を見込む。)

(2) 業務時間は、原則として午前10時00分から午後3時までとする。 但し、受配校の学校行事等により、給食時間に変更が生じる場合には、センターは事前に乙に通知を行い、時間を延長又は短縮することができる。

#### 6 業務の概要

(1) 乙は、原則として、業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を配送用車両 (以下「車両」という。) 1台につき運転手1名(計7名)及び補助作業員1名(計7 名)を配置して、次に掲げる事項を行う。また、乙はセンターと協議して、適宜見直し を行うことができる。

ア 配送用コンテナ積載業務

「給食配送・回収予定行程表」(別紙:資料1)に基づき、センターにおいて指定された配送用コンテナを車両へ積載する。

#### イ 配送業務

「給食配送・回収予定行程表」(別紙:資料1)に基づき、センターから、配送用コンテナを受配校へ運搬し、給食保管場所への搬入を行う。その際、搬入・搬出記録簿へ必要事項の記載を行う。

ウ 回収業務

受配校給食保管場所から配送用コンテナを車両へ積載し、センターへ配送する。

エ 配送用コンテナ積降業務 受配校から回収した配送用コンテナをセンターにて車両から積降を行う。

オ 前各号の付帯する業務

上記各項目の業務に伴う必要な業務の実施にあたって,不明な点については,センターと協議して対応を行う。

(2) 乙は、センターが指示する項目を記載した日々の運行記録を業務実施日毎にセンター に提出する。

毎月の業務が完了したときは、その都度翌月の5日までに完了報告書を提出する。( 但し、3月の業務分については同月末とする。)

(3) その他センターが指示する業務

配送業務にあわせ、センターや受配校からの給食に関する文書(献立等)の運搬等

#### 7 乙の遵守事項

(1) 業務従事者に対し、衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取扱いができるよう指導すること。

なお,業務にあたっては,受配校の学校敷地内における児童生徒の安全確保を最優先 とし,円滑な業務が遂行できるよう指導すること。

- (2) 業務従事者の中から業務責任者を1名選任し、業務の円滑な実施についてセンターとの連絡調整や業務従事者に対する指導監督を行わせること。
- (3) 業務従事者のうち補助作業員については複数人のシフト制も可能とする。但し、業務に支障のないよう十分な人員を確保すること。
- (4) 業務責任者及び業務従事者(代替業務従事者を含む。)に関する名簿をセンターに提出すること。変更が生じる場合は、その都度届け出ること。 なお、頻繁に交代することのないよう安定した配置に配慮すること。
- (5) 業務従事者の服装は、乙の負担において、食品の運搬に適した清潔な白衣、帽子、ドライシューズ、マスク、手袋等(以下「白衣等」という。)を整備し着用させること。
- (6) 乙の負担において、業務従事者に対し、年1回以上の健康診断及び毎月2回以上の赤 痢菌、腸チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌(O157等) に係る検便検査を行うこと。

検便検査結果は、検便の都度センターに提出すること。

検便検査で陽性反応が現れた場合は、速やかにセンターに報告し必要な指示を受けること。

- (7) 業務従事者が下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状や化膿性疾患が手指にある場合は、医療機関に受診させ、その指示を励行させること。
- (8) 配送に用いる車両については、必要な日常点検を行い、異常が発見された場合は、速やかにセンターに報告し指示を受けること。

なお、乙の負担において、車両を常に清潔を保つこと。特に、荷台内部は業務開始前 の清掃実施を励行させること。また、車両には必要な清掃用具を常備しておくこと。

(9) 非常時に備え、携帯電話又は無線等の即時対応が可能な連絡体制を整えること。

#### 8 業務従事者の遵守事項

- (1) 配送開始10分前には、車両の点検及び業務連絡等の確認を終え、業務への支障のないよう万全を期すこと。
- (2) 服装は、乙で配備された白衣等を着用すること。
- (3) 配送・回収業務の途上において、受配校及びセンターへの予定到着時刻に遅れる事由 が発生した場合等には、速やかに連絡し必要な指示を受けること。
- (4) 市が定める健康管理表に基づき業務日毎の記録を指示し、センターに提出すること。
- (5) 交通法規を遵守し交通安全に努めること。特に,学校敷地内では学校長の指示に従い, 児童生徒の安全確保に最大限の注意を払い事故防止に努めること。
- (6) 業務上知り得た内容は、他に漏らさぬこと(情報管理の遵守)。

#### 9 受配校別積載コンテナ数量

受配校別のコンテナの積載数量は、「受配校別コンテナ数量表」(別紙:資料2)のとおりとする。

なお、コンテナ1台あたりの重量は、食器等を積載した状態で500kg以内とする。

#### 10 配送車両

- (1) 配送に用いる車両は, コンテナを 4 台積載可能な車両 (2 t 小型トラック) 7 台と する。
- (2) 車両は、三次市が調達し、乙を使用者として貸与する。車両の維持及び運行に要する一切の経費は、乙が負担する。
- (3) 車両は、日々の業務終了後、乙の事業所で保管すること。
- (4) 車両は、本業務以外に使用してはならない。但し、センターの承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 使用する車両は、自動車保険(自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保 険及び自動車損害倍書の任意保険)に加入し、その保険証券の写しを提出すること。 なお、毎年センターが指定する日(原則として各年度の業務開始日の1週間前)まで

- に, 自動車検査証の写しを提出すること。
- (6) 事故等の際に、代替の車両で対応できるよう体制を整えること。

#### 11 権利義務等の譲渡の禁止

乙は,第三者に対し,業務の全部若しくは一部の処理を委託し,若しくは請け負わせ,又はこの契約によって生じる権利又は義務を譲渡し,若しくは継承させてはならない。 但し,市が事前に承諾した場合は除く。

#### 12 損害賠償責任

次のいずれかに該当する場合は、乙はその損害を賠償する。

- ・ 業務の処理に関し、市又は第三者に損害を与えたとき。
- ・ 次項 13 の規定により、契約が解除された場合において、市に損害を与えたとき。

#### 13 契約の解除

乙が,業務を完全に履行しないとき,又は契約に違反したときは,市はいつでも契約を 解除することができる。

この場合損害が生じても, 市はその責めを負わない。

#### 14 その他

- (1) 乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守し、乙の都合により業務に支障がないよう配慮するとともに、その責任を負うものとする。
- (2) センターが必要と認めた場合には、乙に対し、関係資料の提出を求め、必要に応じて、立入検査等を実施する。
- (3) この仕様書に記載していない事項について疑義が生じた場合には、センター及び乙の 双方で協議して解決を図るものとする。

### 給食配送•回収 予定行程表

### 1号車

受配校:3校	和田小学校(ランチルーム有),神杉小学校(ランチルーム有),塩町中学校			
運行1回目:配送	食器 ①和田小 (コンテナ 1) → ②塩町中 1 (コンテナ 1) → ③給食センター			
運行2回目:配送	食缶 ④和田小(コンテナ 1)→ ⑤塩町中(コンテナ 1)→			
	⑥神杉小(コンテナ 2(食器含))			
回収	食器・食缶 ⑥神杉小→ ⑦塩町中→ ⑧給食センター			
運行3回目:回収	食器・食缶 ⑨和田小 → ⑩給食センター			
運行距離	配送 27.8 km 回収 23 km 計 50.8 km			

## 2号車

受配校:3校	河内小学校(ランチルーム有),三次小学校,三次中学校			
運行1回目:配送	食器 ①三次小(コンテナ 2) → ②三次中(コンテナ 1) → ③給食センター			
運行2回目:配送	食缶 ④河内小 (コンテナ 1 (食器混載)) → ⑤三次小 (コンテナ 2) →			
	⑥三次中 (コンテナ 1)			
回収	食器・食缶 ⑥河内小→ ⑦三次中→ ⑧給食センター			
運行3回目:回収	食器・食缶 ⑨三次小 → ⑩給食センター			
運行距離	配送 27. 4 km 回収 26. 7 km 計 54. 1 km			

### 3 号車

受配校:2校	十日市小学校,粟屋小学校(ランチルーム有)
運行1回目:配送	食器 ①十日市小 (コンテナ 3) → ②給食センター
運行2回目:配送	食缶 ③十日市小 (コンテナ 3) → ④粟屋小 (コンテナ 1 (食器混載))
回収	食器・食缶 ④粟屋小→ ⑥十日市小 (コンテナ 3) → ⑦給食センター
運行3回目:回収	食器・食缶 ⑧十日市小(コンテナ 3)→ ⑨給食センター
運行距離	配送 25.3 km 回収 25.3 km 計 50.6 km

## 4号車

受配校:2校	八次小学校,酒河小学校
運行1回目:配送	食器 ①八次小(コンテナ 3) → ②酒河小(コンテナ 1) → ③給食センター
運行2回目:配送	食缶 ④八次小(コンテナ 3)→ ⑤酒河小(コンテナ 1)
回収	食器・食缶 ⑤酒河小→ ⑥八次小→ ⑦給食センター
運行3回目:回収	食器・食缶 ⑧八次小 → ⑨酒河小 → ⑩給食センター
運行距離	配送 29.2 km 回収 29.2 km 計 58.4 km

## 5号車

受配校:2校	八次中学校,十日市中学校
運行1回目:配送	食器 ①十日市中(コンテナ 2) → ②給食センター
運行2回目:配送	食缶 ③八次中 (コンテナ 2 (食器含)) → ④十日市中(コンテナ 2)
回収	食器・食缶 ④十日市中 → ⑤給食センター
運行3回目:回収	食器・食缶 ⑥八次中 → ⑦給食センター
運行距離	配送 18.9 km 回収 10.8 km 計 29.7 km

# 6号車

受配校:3校	青河小学校(ランチルーム有),川地小学校(ランチルーム有),川地中学校		
運行1回目:配送	食器・食缶 ①青河小(コンテナ 1 (混載)) → ②川地小 (コンテナ 2) →		
	③川地中(コンテナ 1 (混載))		
回収	食器・食缶 ③青河小→ ④川地小→ ⑤川地中→ ⑥給食センター		
運行距離	配送 31.9 km 回収 31.9 km 計 63.8 km		

## 7号車

受配校:2校	田幸小学校(ランチルーム有),川西小学校(ランチルーム有)		
運行1回目:配送	食器・食缶 ①田幸小(コンテナ 2) → ②川西小(コンテナ 1 (混載))		
回収	食器・食缶 ②川西小→ ③田幸小→ 給食センター		
運行距離	配送 28.5 km 回収 28.5 km 計 57 km		

### 受配校別配送コンテナ数量表

		コンテナ種別 (単位:台)		
No	学 校 名	食器用	食缶用	混載用
				(食器・食缶)
1	河内小学校			1
2	三次小学校	2	2	
3	粟屋小学校			1
4	十日市小学校	3	3	
5	八次小学校	3	3	
6	酒河小学校	1	1	
7	青河小学校			1
8	神杉小学校	1	1	
9	田幸小学校	1	1	
10	和田小学校	1	1	
11	川地小学校	1	1	
12	川西小学校			1
1	三次中学校	1	1	
2	十日市中学校	2	2	
3	塩町中学校	1	1	
4	川地中学校			1
5	八次中学校	1	1	

### 【受配校数】

小学校12校,中学校5校 計17校

### 【コンテナサイズ】

○食器用・食缶用

開口155cm × 奥行85cm × 高さ160cm

○混載用

開口100cm × 奥行85cm × 高さ120cm